

平和安全法制

自民党政務調査会
調査役 田村重信

デマとレッテル貼り

- ・ 戦争法

(抑止力強化→戦争防止)

- ・ 徴兵制

(憲法上できません)

自衛官の自殺

一般男性の自殺>自衛官>イラク派遣

- ・ 一般男性の自殺は約38.5人、自衛官は約34.2人。
(23年度)
- ・ イラク派遣の経歴のある自衛官は年平均約33人。
(自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺者数)

自衛隊の位置づけ

- 国内(憲法9条→軍隊でない)
自衛隊は、必要最小限度の実力組織
- 国外(国際法上→軍隊)

自衛隊の海外での活動に制約
- 日本の防衛=自衛隊と日米安保条約

武力行使に当たらない。 一体化もしない

- ・PKO法 = 参加5原則 →同じ。
- ・周辺事態法 = 後方地域支援
- ・テロ特措法・イラク特措法 = 非戦闘地域
 - ↓
 - ・重要影響事態法(旧周辺事態法)
 - ・国際平和支援法(新法・一般法)
 - =「現に戦闘行為を行なっている現場」では、
支援活動を実施しない。

集団的自衛権一転容認の出水市議会

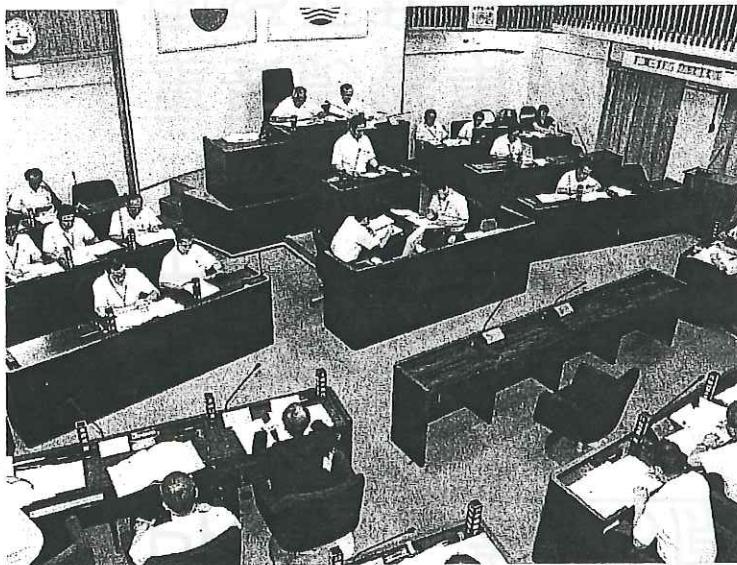
和貢献のため、憲法解釈変更の閣議決定は必要と判断した。意見書を提案した自民党出水支部幹事長の杉本尚臺議員(53)=無所属=は力強く読み上げた。

「立憲主義の根本を破壊する暴挙」と強く批判した7月の意見書とまつたく異なる内容で、国民への説明と合憲性を確保した法整備を求めた。

採決前の討論では賛成、反対それぞれ3人が登壇。「戦争できる国になる」「権力を縛るものが憲法であり、一貫する反対派に対し、賛成派は「抑止力を高める必要がある」「7月当時は勉強不足だった」などと説明した。

起立採決の結果、約7割が賛成。退席した公明党議員1人を除き全会一致だった7月の意見書から、議会としての態度は一変した。

大きな転機となつた



集団的自衛権容認の閣議決定を認める意見書を可決した出水市議会

自民研修会が転機

出水市議会(24人)は9月30日、安倍内閣が7月に閣議決定した集団的自衛権容認の憲法解釈変更を認める意見書を可決した。7月には閣議決定の白紙撤回を求める意見書を全会一致で可決していった。180度の方向転換は、自民党鹿児島県連が9月中旬に開催した研修会が大きな転機となつた。

焦点

出水市議会からも6人が参加。杉本議員は「直接名指しは無かつたが、『正しい理解をしていない動きがある』と出水の7月の意見書をおわせる県連幹部の発言もあつた」と振り返る。

研修会では自民党政務調査会調査役の田村重信氏が約1時間半にわたって講演。憲法と自衛隊の関係や、安保法制の歴史、集団的自衛権にあたる事例などに

態度一変、疑問の声も

出水市議会では新たな意見書の可決後、一部議員から「意見がころころ変わり、議会として恥ずかしい」という声も聞かれた。杉本議員は「誤りに気付ければ是正する態度も必要。そのまま放つておく方が資質を問われる」と反論する。

意見書の提出先は総理や衆参両院議長など新旧ほぼ同じ。市議会事務局によると、前の大意見書は撤回せず「時間の経過と状況の変化で認識が変わった」として、「上書き」される考え方を示す。

一方、前の意見書を提案し、新たな意見書に対して反対討論した榎園隆議員(66)=無所属=は「私も自民党員だが信念を通した。市民の代表である議員が内外から感謝の声が多く届いていただけに残念の一言。議会の信用失墜につながる」と落胆を隠さない。ただ「市民の代表である議員が選んだことで認めざるを得ない。次の手は考えてない」としている。

(石茂行)

について説明した。

県連の鶴田志郎幹事長は出水市議会の新たな意見書について「勇

気ある判断をしていた。研修会を開いた意義があった」と歓迎する。ただ、他の議会へ同趣旨の意見書を求める働きかけはしないといふ。

平和安全法案閣議決定、安倍内閣総理大臣記者会見（5月14日）

（平和安全法案、閣議決定の意義）

70年前、私たち日本人は一つの誓いを立てました。もう二度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。この不戦の誓いを将来にわたって守り続けていく。そして、国民の命と平和な暮らしを守り抜く。この決意の下、本日、日本と世界の平和と安全を確かなものとするための平和安全法制を閣議決定いたしました。

（国を守るには協力国が必要、国際情勢の変化）

もはや一国のみで、どの国も自国の安全を守ることはできない時代であります。この2年、アルジェリア、シリア、そしてチュニジアで日本人がテロの犠牲となりました。北朝鮮の数百発もの弾道ミサイルは日本の大半を射程に入っています。そのミサイルに搭載できる核兵器の開発も深刻さを増しています。我が国に近づいてくる国籍不明の航空機に対する自衛隊機の緊急発進、いわゆるスクランブルの回数は、10年前と比べて実に7倍に増えています。これが現実です。そして、私たちはこの厳しい現実から目を背けることはできません。

（まず、外交努力が必要）

ですから、私は、近隣諸国との対話を通じた外交努力を重視しています。総理就任以来、地球儀を俯瞰する視点で積極的な外交を展開してまいりました。いかなる紛争も、武力や威嚇ではなく国際法に基づいて平和的に解決すべきである。この原則を私は国際社会で繰り返し主張し、多くの国々から賛同を得てきました。外交を通じて平和を守る。今後も積極的な平和外交を展開してまいります。

（備えあれば憂いなし＝台風はくるが、敵は攻めてこない）

同時に、万が一への備えも怠ってはなりません。そのため、我が国の安全保障の基軸である日米同盟の強化に努めてまいりました。先般のアメリカ訪問によって日米のきずなはかつてないほどに強くなっています。日本が攻撃を受ければ、米軍は日本を防衛するために力を尽くしてくれます。そして、安保条約の義務を全うするため、日本近海で適時適切に警戒監視の任務に当たっています。

私たちのためその任務に当たる米軍が攻撃を受けても、私たちは日本自身への攻撃がなければ何もできない、何もしない。これがこれまでの日本の立場でありました。本当にこれでよいのでしょうか。

(なぜ、限定的に集団的自衛権を行使するのか)

日本近海において米軍が攻撃される、そういう状況では、私たちにも危険が及びかねない。人ごとではなく、まさに私たち自身の危機であります。私たちの命や平和な暮らしが明白な危険にさらされている。そして、その危機を排除するために他に適当な手段がない。なおかつ必要最小限の範囲を超えてはならない。この3つの要件による厳格な歯止めを法律案の中にしっかりと定めました。さらに、国会の承認が必要となることは言うまでありません。極めて限定的に集団的自衛権を行使できることといたしました。

(アメリカの戦争に巻き込まれない)

それでもなお、アメリカの戦争に巻き込まれるのではないか。漠然とした不安をお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。その不安をお持ちの方にここではっきりと申し上げます。そのようなことは絶対にあり得ません。新たな日米合意の中にもはっきりと書き込んでいます。日本が武力を行使するのは日本国民を守るため。これは日本とアメリカの共通認識であります。

(戦争法案などではない)

もし日本が危険にさらされたときには、日米同盟は完全に機能する。そのことを世界に発信することによって、抑止力は更に高まり、日本が攻撃を受ける可能性は一層なくなっていくと考えます。

ですから、戦争法案などといった無責任なレッテル貼りは全くの誤りであります。あくまで日本人の命と平和な暮らしを守るため、そのためにあらゆる事態を想定し、切れ目のない備えを行うのが今回の法案です。

(自衛隊は湾岸戦争やイラク戦争での戦闘には参加しない)

海外派兵が一般に許されないという従来からの原則も変わりません。自衛隊がかつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは、今後とも決してない。そのことも明確にしておきたいと思います。

(国際貢献のためPKO法改正し、新たに国際平和支援法を整備)

他方、海外において、自衛隊は原油輸送の大動脈、ペルシャ湾の機雷掃海を皮切りに、これまで20年以上にわたり国際協力活動に従事してきました。今も灼熱のアフリカにあって、独立したばかりの南スーダンを応援しています。そこでは日本がかつて復興を支援したカンボジアが共にPKOに参加しています。

病院を運営するカンボジア隊の隊長が現地の自衛隊員にこう語ってくれたそうであります。国連PKOでの日本の活躍は、母国カンボジアの人々の記憶に今も鮮明に残っている。この病院も本当は誰よりも日本人に使ってほしい。私たちは日本人のためならば24時間い



つでも診療する用意がある。

これまでの自衛隊の活動は間違いなく世界の平和に貢献しています。そして、大いに感謝されています。延べ5万人を超える隊員たちの献身的な努力に私は心から敬意を表したいと思います。

そして、こうした素晴らしい実績と経験の上に、今回PKO協力法を改正し、新たに国際平和支援法を整備することといたしました。これにより、国際貢献の幅を一層広げてまいります。我が国が平和と安全に資する活動を行う、米軍を始めとする外国の軍隊を後方支援するための法改正も行います。しかし、いずれの活動においても武力の行使は決して行いません。そのことを明確に申し上げます。

これらは、いずれも集団的自衛権とは関係のない活動であります。あくまでも紛争予防、人道復興支援、燃料や食料の補給など、我が国が得意とする分野で国際社会と手を携えてまいります。

我が国が平和と安全に重要な影響を与える事態にとどまることなく、日本は積極的平和主義の旗を高く掲げ、世界の平和と安定にこれまで以上に貢献していく決意であります。

(戦後日本の歩み=世界が評価。平和と言葉で唱えるだけではだめ)

戦後日本は、平和国家としての道を真っすぐに歩んでまいりました。世界でも高く評価されている。これまでの歩みに私たちは胸を張るべきです。しかし、それは、平和、平和とただ言葉を唱えるだけで実現したものではありません。自衛隊の創設、日米安保条約の改定、国際平和協力活動への参加、時代の変化に対応して、平和への願いを行動へと移してきた先人たちの努力の結果であると、私はそう確信しています。

(60年安保、PKO法の時も「戦争に巻き込まれる」といった批判があった)

行動を起こせば批判が伴います。安保条約を改定したときにも、また、PKO協力法を制定したときにも、必ずと言っていいほど、戦争に巻き込まれるといった批判が噴出しました。

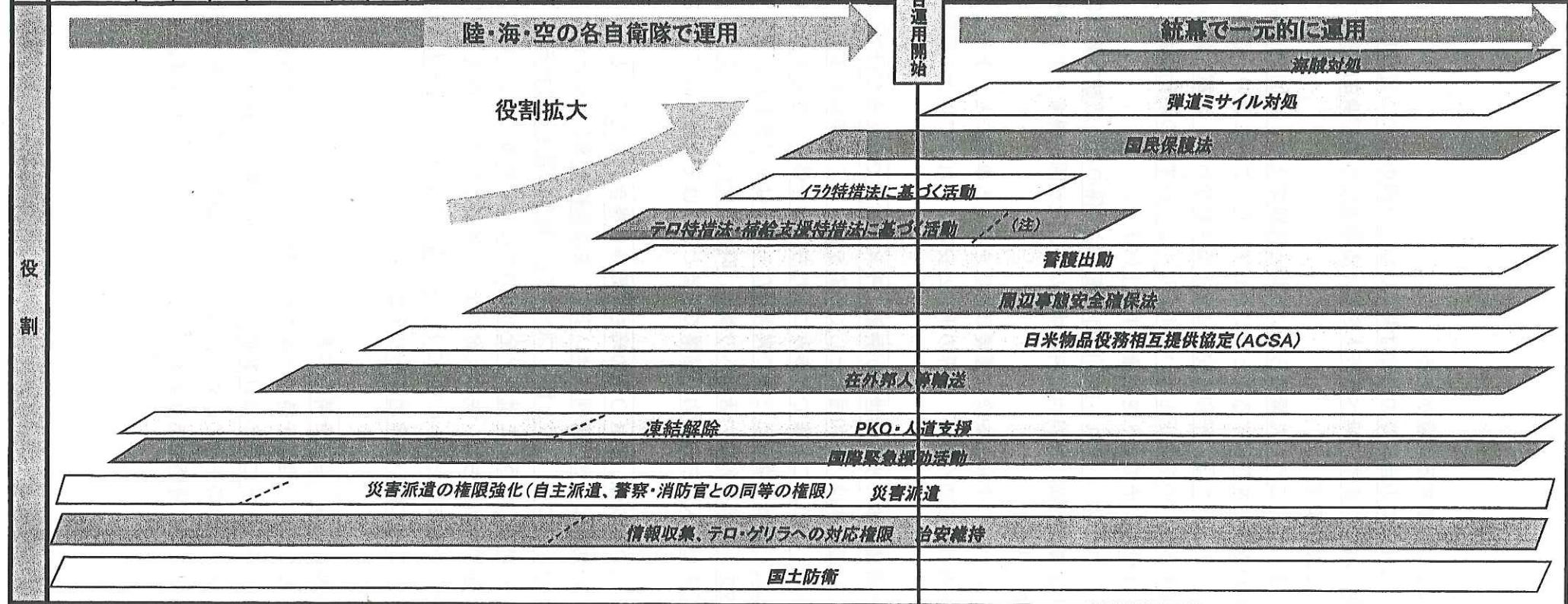
しかし、そうした批判が全く的外れなものであったことは、これまでの歴史が証明しています。私たちは、先の大戦の深い反省とともに、70年もの間、不戦の誓いをひたすらに守ってきました。そして、これからも私たち日本人の誰一人として戦争など望んでいない。そのことに疑いの余地はありません。

(私たちは、自信を持つべき)

私たちは、自信を持つべきです。時代の変化から目を背け、立ち止まるのはやめましょう。子供たちに平和な日本を引き継ぐため、自信を持って前に進もうではありませんか。日本と世界の平和のために、私はその先頭に立って、国民の皆様と共に新たな時代を切り拓いていく覚悟であります。 私からは、以上であります。

防衛省・自衛隊の任務権限の拡大

年	主要事項	1 ●中国機接近事案(5、6月)	2 ●北朝鮮によるミサイル発射	3 ●マレーシア国際緊急援助隊派遣	4 ●北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案(12月)
9 1	●ソ連崩壊(冷戦の終焉) ●雲仙普賢岳噴火に伴う災害派遣 ●ペルシャ湾掃海艇派遣	9 2	9 3	9 4	9 5
9 6	●ゴラン高原PKO派遣	9 7	9 8	9 9	0 0
9 9	●地下鉄サリン事件	0 1	0 2	0 3	0 4
0 2	●阪神・淡路大震災に伴う災害派遣	0 3	0 4	0 5	0 6
0 3	●ホンデュラス国際緊急援助隊派遣	0 5	0 6	0 7	0 8
0 4	●北朝鮮によるテロドン発射事案	0 7	0 8	0 9	1 0
0 5	●東海村臨界事故	0 8	●スードンPKO派遣	●ハイチPKO派遣	●ハイチ国際緊急援助隊派遣
0 6	●能登半島沖不審船事案	0 9	●ネパールPKO派遣	●北朝鮮によるミサイル発射事案	●防衛計画の大綱の策定
0 7	●有珠山噴火に伴う災害派遣	1 1	●東ティモールPKO派遣	●ソマリア沖・アデン湾における海賊対処	●東日本大震災に伴う大規模震災
0 8	●テロ対策特措法成立	1 2	●スードンPKO派遣	●ハイチPKO派遣	●福島原発事故に伴う原子力災害派遣
0 9	●テロ・テロ対策特措法	1 3	●北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案(4月)	●在アルジェリア邦人等の輸送	●マレーシア国際緊急援助隊派遣
1 0	●地下鉄サリン事件	1 4	●南スードンPKO派遣	●北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案(6、7月)	●北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案(7月)



(注)07.11までテロ特措法に基づく活動。08.1から補給支援特措法に基づく活動。